

「特定管理口座約款」の改正内容について

平成 28 年 1 月 1 日施行

下線部分改正箇所

改正後	改正前
<p>第 1 条 この約款は、お客様が<u>当社に設定する租税特別措置法第 3 7 条の 1 1 の 2 第 1 項</u>に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>第 1 条 この約款は、お客様が<u>岡安証券株式会社（以下、「当社」といいます。）</u>に開設する租税特別措置法第 3 7 条の 1 0 の 2 第 1 項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>第 2 条 (省 略)</p>	<p>第 2 条 (省 略)</p>
<p>第 3 条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）は、特にお申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引続き当該特定管理口座において行います。ただし、上場廃止後、発行会社の対応によっては、無価値化事由が発生する以前に機構における取扱が廃止される場合があります。その場合は特定管理口座での管理は行えませんがすぐに払出されることがあります。</p>	<p>第 3 条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の保管の委託は、特にお申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引続き当該特定管理口座において行います。ただし、上場廃止後、発行会社の対応によっては、無価値化事由が発生する以前に機構における取扱が廃止される場合があります。その場合は特定管理口座での管理は行えませんがすぐに払出されることがあります。</p>
<p>第 4 条 特定管理口座において保管の委託等がされている特定管理株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法により行います。</p>	<p>第 4 条 特定管理口座において保管の委託がされている特定管理株式の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法により行います。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式の売委託の注文または当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。</p>
<p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払出すこととします。</p>	<p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式に係る注文を出すことができない場合には、お客様が特定管理株式を譲渡される前に、当該特定管理株式を特定管理口座から払出すこととします。</p>
<p>(特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知)</p>	<p>(特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知)</p>
<p>第 5 条 特定管理口座において特定管理株式等の全部又は一部につき、譲渡又は払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定</p>	<p>第 5 条 特定管理口座において特定管理株式の全部又は一部につき、譲渡又は引出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定め</p>

めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

ただし、特定管理口座より払出された株式については、将来、当該株式について無価値化事由が発生しても、無価値化損失（みなし譲渡損失）は認められません。

(特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 (省 略)

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条 (省 略)

第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。

この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

(附則)

この約款は、平成28年1月1日より適用させていただきます。

めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

ただし、特定管理口座より払出された株式については、将来、当該株式について無価値化事由が発生しても、無価値化損失（みなし譲渡損失）は認められません。

(特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付)

第6条 特定管理口座で管理している特定管理株式の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式の銘柄、価値喪失株式に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

第7条 (省 略)

2 前項の規定にかかわらず、前項第2号又は第3号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、特定管理株式の保管の委託がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

第8条 (省 略)

第9条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。また、上記に係わらずその内容が軽微である場合には、当社ホームページ等への掲載又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告に代える場合があります。

この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。